

VI 標 本 抽 出 方 法

標本抽出方法

母 集 団：全国の市区町村に居住する満 20 歳以上の者

標 本 数：3,000 人

地 点 数：210 市区町村 210 地点

抽 出 方 法：層化 2 段無作為抽出法

〔層 化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の 11 地区に分類した。

(地 区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県，栃木県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都， 神奈川県	(1 都 6 県)
北陸地区 ＝新潟県，富山県，石川県，福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県，長野県，岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県，愛知県，三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区 ＝鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県，香川県，愛媛県，高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県，佐賀県，長崎県，大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県	(4 県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように 25 分類しそれぞれを第 1 次層として、計 65 層とした。

○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部，札幌市，仙台市，さいたま市，千葉市，横浜市，川崎市，相模原市，新潟市，静岡市，浜松市，名古屋市，京都市，大阪市，堺市，神戸市，広島市，岡山市，北九州市，福岡市，熊本市）

○ 中都市（人口 20 万人以上の市）

○ 中都市（人口 10 万人以上の市）

○ 小都市（人口 10 万人未満の市）

○ 町 村

（注）ここでのいう都市とは、平成 29 年 10 月 1 日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成 28 年 1 月 1 日現在の人口による。

〔標本数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（平成 28 年 1 月 1 日現在の 20 歳以上人口）の大きさによりそれぞれ 3,000 の標本数を比例配分し、各調査地点の標本数が 10～17 になるように調査地点数を決めた。

〔抽 出〕

1. 第 1 次抽出単位となる調査地点として、平成 22 年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が 2 地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が 1 地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成 22 年国勢調査時の、市区町村コードに従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で標本となる対象者が抽出できるように、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査地点における国勢調査時の当該母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出した。

〔結 果〕

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

地区・都市規模別・標本数及び地点数 (注) 括弧内は地点数

大都市（各都市別）

東京都区部	217 (13)	名古屋市	53 (4)
札幌市	47 (3)	京都市	33 (2)
仙台市	25 (2)	大阪市	62 (4)
さいたま市	29 (2)	堺市	20 (2)
千葉市	22 (2)	神戸市	36 (3)
横浜市	87 (6)	広島市	27 (2)
川崎市	34 (2)	岡山市	16 (1)
相模原市	17 (1)	北九州市	23 (2)
新潟市	19 (2)	福岡市	35 (3)
静岡市	17 (1)	熊本市	17 (1)
浜松市	19 (2)		

都市規模 地区名	大都市	中都市 (人口 20 万 人以上の市)	中都市 (人口 10 万人 以上の市)	小都市 (人口 10 万人 未満の市)	町 村	計
北海道	47 (3)	15 (1)	21 (2)	23 (2)	24 (2)	130 (10)
東 北	25 (2)	56 (4)	26 (2)	71 (5)	40 (3)	218 (16)
関 東	406 (26)	234 (15)	184 (12)	140 (9)	46 (3)	1,010 (65)
北 陸	19 (2)	33 (2)	16 (1)	48 (3)	10 (1)	126 (9)
東 山		24 (2)	20 (2)	53 (4)	21 (2)	118 (10)
東 海	89 (7)	62 (4)	69 (5)	63 (4)	20 (2)	303 (22)
近 畿	151 (11)	144 (9)	66 (4)	96 (6)	28 (2)	485 (32)
中 国	43 (3)	39 (3)	43 (3)	36 (3)	14 (1)	175 (13)
四 国		36 (3)	12 (1)	30 (2)	15 (1)	93 (7)
北九州	58 (5)	40 (3)	20 (2)	59 (4)	24 (2)	201 (16)
南九州	17 (1)	31 (2)	24 (2)	44 (3)	25 (2)	141 (10)
計	855 (60)	714 (48)	501 (36)	663 (45)	267 (21)	3,000 (210)